

トライボロジー学会 御中

## 原稿の著作権に関する確認書

トライボロジー会議の予稿集に掲載される下記の私の原稿については、下に掲げられている本会の「著作権についての本会の方針」に従うことを確認いたします。

年 月 日 著者名(代表者) 印

記

受付番号 \_\_\_\_\_

題目 \_\_\_\_\_

### 「著作権」についての本会の方針のお知らせ

本会では著作権についての内規を会告に掲載して参りましたが、このたび当会現行規定の不備を改正することを目的に整備改訂を行い、著作権に関する本会の取り組み方を新たに会告として掲示することとしました。ご執筆の際には以下をご参考の上、著作権法を遵守されますよう改めてお知らせいたします。

ご承知のように、他人の著作物を引用することは無条件に許されるものではなく、公正な慣行に合致することと、報道、批判、研究その他の目的上正当な範囲内であることが法によって定められております(著作権法第32条)。

著作権法により著作物に係る著作者の権利が法的に保護される反面、著作者の権利を一部制限することにより発表された著作物を第三者が自由に利用することを認める場合があります。例えば著作物の引用の場合は、著作権法で規定された引用の範囲に限り、著作権者の許諾の必要なく自由に利用できるという意味であります。それ以外の利用は転載・複製に該当し、著作権者の許諾が必要となります。

利用したい著作物が著作権法上の引用と転載・複製のどちらに相当するかの判断は必ずしも容易ではありませんが、一応の適法な判断の基準に「主従の関係」と呼ばれるものがあり、引用の目安とされております。例えば、自らの説を強調したり、他説に反論する目的で他の著作物を利用する場合は、自己の著述部分が「主」、引用した部分が「従」に該当すれば、著作権法に規定された引用とみなされます。また、引用は著作物の作成に必要不可欠なものに限り認められます。著者自身の主体的著述に欠けた著作物においては、引用した分量にかかわらずほとんどの場合が転載・複製とみなされますので、著作権者の許諾が必要となります。

以上、著作権法のご理解いただき、ご執筆に当たっては著作権法の遵守をお願いいたします。

### 「著作権についての本会の方針」

(1987年2月10日制定)

(1990年2月13日改訂)

(1998年3月24日改訂)

1. 学会誌、ハンドブックなど、本会が編集発行する著作物(以下「本会著作物」という)に掲載される記事、論文などの著作権は、原則として著者から本会に譲渡して戴く。
2. 本会著作物に掲載された記事・論文などの複製、翻訳についての許諾申請が第三者からあり、本会において適当と認められた場合は、許可することがあるが、原則的に著者にも同意を求めることとする。
3. 本会著作物に掲載された個々の記事・論文などの全文または一部を当該著者が利用する場合、本会はこれに対して原則的に異議申し立てをしたり妨げることはしない。ただし、著者自身であっても全文を転載・複製の形で他の著作物に利用する場合は事前に本会へ文書で申し出を行ない利用された複製物あるいは著作物中に出典を明記する必要がある。
4. 出典の明記はすべての引用著作物に対して必要である。書式は本会の「原稿の書き方」に従う。
5. 必要な許諾申請の作業一切は著者の責任において執り行なう。
6. 本規定は平成11年(1999年)4月1日以降に受付の原稿から適用する。

以上